

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、県内において様々な困難を抱える女性を支援する団体に対し、支援に係る経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、様々な困難を抱える女性の支援に資する取組として知事が決定した事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に定める規定により算定された額を県の予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 次表の事業の区分ごとに、第1欄に定める基準額（市町村から同一の事業について補助又は委託を受けている場合は当該補助又は委託金額を控除した額）と第2欄に定める対象経費の実支出額から当該事業にかかる寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、次表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額（ただし、事業の区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた際は、これを切り捨てる。）を交付額とする。

事業	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
アウトリーチ・居場所づくり事業	1,000 千円	事業実施に必要な報酬、給与、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料代、食糧費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料（シェルター及びステップハウスの賃料を除く）、備品購入費（単価 30	10 分の 10

		万円未満の備品（自動車を除く。）に限る。）等	
民間シェルター入所者等自立支援推進事業	同上	同上	同上

（補助金の流用の禁止）

第5条 前条に規定する各事業に対する補助金は、相互に流用してはならない。

（申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式1）正副2通を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面正副2通を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、第6条による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定をし、申請者宛てに通知する。

なお、交付の決定にあたっては、別途定める審査委員会による審査を経るものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、全額概算払により交付する。

（計画変更の承認）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと

見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類正副 2 通を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条に定める実績報告は、様式 2 のとおりとし、正副 2 通を知事に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までとする。

(状況報告等)

第 14 条 知事は、補助事業の遂行のため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は県の職員による事務所等への立入検査等を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

(是正のための措置)

第 16 条 知事は、前条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(補助金の精算)

第 17 条 補助事業者は、第 15 条の規定により補助金の額が確定した場合及び第 10 条の規定に基づく計画変更の承認を受けた場合であって、概算払で交付された金額が補助額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 19 日に施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付申請書

標記について、次により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書（様式 1－2）
- 3 実施計画書（様式 1－3）
- 4 収支予算書（様式 1－4）
- 5 団体活動状況調（様式 1－5）
- 6 申告書（様式 1－6）
- 7 その他参考となる書類

所要額調書

(単位：円)

[illegible]

実施計画書

住	所	
団	体	名
代表者職・氏名		

1. 実施事業（該当するものに「○」を記入）

	アウトリーチ・居場所づくり事業
	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業

2. 事業内容

(1) 実施場所
(2) 事業の概要（支援方法や予定対象人数、関係機関との連携方法等を具体的に記入）

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)		内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	
愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 利用者負担金 一時保護委託費 寄付金 その他の収入 自己資金				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)		内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	
報酬 給与 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費				
合計				

団体活動状況調

団体名			
代表者職・氏名			
所在地			
電話番号		設立年月日	
団体構成員 (事務局職員 を除く会員)	会員数 (当該年度の 4 月 1 日現在)		人
	内訳		
事務局職員	総人員 (当該年度の 4 月 1 日現在)		人
	内訳		
目的			
設立年月日	年 月		
法人格取得年月日	年 月 (法人格を有する場合のみ記入)		
その他沿革及び 主な活動実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去 3 年間に おける補助金・委託事 業実績等 ※	補助金／委託事業名称	事業内容	
添付資料	・会則又は規約 ・前年度の決算書類 ・その他活動実績が分かるもの (団体の広報誌等)		

※国、地方公共団体、独立行政法人から加害者プログラムや保護の委託等を受けた実績がある場合は、必ず記入すること。

申 告 書

当団体は、下記のとおり申告します。

記

- 1 政治活動を主たる目的とする団体ではありません。
- 2 暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体及びその関係者ではありません。
- 3 次の要綱等の記載内容を理解し、その内容を遵守します。
 - ・愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付要綱
 - ・愛知県困難な問題を抱える女性支援事業実施要綱
 - ・若年被害女性等支援事業実施要綱（令和 6 年 3 月 29 日付け社援発 0329 第 82 号厚生労働省社会・援護局長通知別紙）
 - ・内閣府男女共同参画局長が定める性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領
- 4 申請した補助対象経費について、他の補助事業等を申請・受給している経費は含んでいません。
- 5 当団体が愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金の補助を受けて事業を行う場合、補助対象事業の公表について異議ありません（事業所やシェルター等の所在地に関する情報等を除く。）。

年 月 日

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

愛 知 県 知 事 殿

様式 2

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 実績額調書（様式 2－2）
- 3 事業実績報告書（様式 2－3）
- 4 収支決算書（様式 2－4）
- 5 その他参考となる書類

実績額調書

(単位：円)

[illegible]

事業実績報告書

1 アウトリーチ・居場所づくり事業

実施事業（該当するものに「○」		実績
	① 夜間見回り等【必須】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
	② 相談及び面談【必須】	(活動状況を具体的に記載)
	③ 関係機関連携会議への参画【必須】	(参加日を記載)
	④ 居場所の提供に関する支援【任意】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
	⑤ 自立支援【任意】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)

2 民間シェルター入所者等自立支援推進事業

実 績
(支援内容、支援を行った回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)		内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	
愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金				
利用者負担金				
一時保護委託費				
寄付金				
その他の収入				
自己資金				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)		内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	
報酬				
給与				
賃金				
謝金				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
合計				